

檀家墓地ご案内

地域最安値 永代使用料
15万円～

「あんしん」を生きる力に

長福寺では代々継承される檀家墓地の区画も少なくなってきましたが、随時檀家様を募集しています。「お寺の檀家になるのは、ちょっと」とのお考えもあるでしょうが、霊園等の墓地と檀家墓地をネットだけでなく、実際に見て聞いてよく比較して頂ければ檀家墓地の良さも伝わるはずです。

ここ最近、霊園に墓地を求めた方から「来る僧侶が毎回違う」「機械的、流れる作業」「本当に資格を持っているのか怪しい」「家族葬ではあったが10分で葬儀が終わってしまった」などの理由により、長福寺で供養して頂きたいという方が増えてきています。

また、霊園の中には事業主の撤退により荒れ放題の霊園等が報道されるなど酷い霊園もあるようです。

墓地は大切なご先祖様が眠られる所、見た目や、その場だけの低価格だけの良さで選ばず、しっかりとした供養ができる霊園を選ぶ必要があります。

当山では皆様の拠り所の1つでもある、ご先祖の御魂を代々続く寺院で**手厚く供養する菩提寺**を持つことを強くお勧めいたします。



檀家墓地の永代使用に必要な書類と手続き

○新規墓地購入の方

住民票謄本

長福寺墓地管理使用規定承諾書への記入

○新規墓地購入で改葬等により持ち込むお骨が有る方

住民票謄本

長福寺墓地管理使用規定承諾書への記入

埋葬(改葬)許可書

▼改葬（他の墓地からお骨を移す）される方の手続き

1.長福寺から「**墓地使用許可書**」をもらう。

↓

2.今までのお墓がある**自治体**から「**改葬許可申請書**」をもらう。

↓

3.必要事項を記入のうえ、今までの墓地のお寺から**署名・押印**をもらう。

↓

4. これらを持って今までのお墓がある**自治体**へ行き、「**改葬許可証**」を発行してもらう。

↓

5. 今までのお墓のお寺で「**魂抜き等**」をして遺骨を取り出し、墓地を元に戻す。

↓

6. 長福寺へ「**遺骨**」と「**改葬許可証**」を持参する。

↓

7. 新しい墓地を「**開眼**」し納骨する。